

制定：令和元年12月1日

改訂：令和3年6月15日

綺羅 (KILA)コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「綺羅 (KILA)コンソーシアム (英語名: Kyushu University Innovative Laser Application Consortium)」と称し、本規約においては、「本コンソーシアム」という。

(本コンソーシアム設置の背景)

第2条 国立大学法人九州大学 (以下「九州大学」という。)は、九州大学大学院システム情報科学研究院の下で設置された光・量子プロセス研究開発センターにおいて、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期により国立大学法人東京大学が実施する「数理モデル作成が原理的に非常に困難な対象に対するプロセスの Cyber-Physical System (以下「CPS」という。)化を推進するための方法論とノウハウ」を活用した、九州大学 CPS 型光量子プロセスシステムを九州大学に構築する。

(目的)

第3条 本コンソーシアムは、①九州大学に構築される CPS 型光量子プロセスシステムの実用化 (以下「九州大学 SIP 事業」という。)をはじめとする本コンソーシアムが所管する各種レーザー光を活用した先進的レーザー・光プロセッシングの実現に向け、産学官からなる参画機関等による相互の情報交換の場を提供すること、②参画機関等の事業力強化・研究力強化に向け、国際的な技術開発競争が展開されるレーザープロセッシング技術の共通的な技術課題の抽出とその解決を産学官の連携により図るとともに、その研究成果の利用促進を加速するためのエコシステムを構築し、参画機関等並びに我が国における関連産業の発展に資すること、を目的として組織する。

(本規約)

第4条 本規約は、第6条に定める本コンソーシアムの活動 (以下「本活動」という。)における研究成果の取扱い、公表、秘密保持、その他運営にかかる事項等について定める。本コンソーシアムの構成員は、本規約を遵守し、共同して本活動を推進するものとする。

(定義)

第5条 本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「正会員」とは、九州大学及び本コンソーシアムに参画する九州大学と共同研究を実施する企業等をいう。また、正会員は、原則として、本条第8号に定める特定の研究ユニットに参画する。
- (2)「協力会員」とは、本コンソーシアムに参画する、大学等及び九州大学と共同研究の実施を検討している企業等をいう。協力会員は九州大学と共同研究契約を締結することを要しない。
- (3)「個人会員」とは、本コンソーシアムに個人として参画する者をいう。
- (4)「参画機関等」とは、正会員、協力会員及び個人会員を総称していう。

- (5)「代表機関」とは、正会員のうち、本活動の中心的役割を担う機関をいう。本規約制定時においては九州大学がこれを担う。なお、本規約においては、各条文によって適宜「代表機関」又は「九州大学」と表記する。
- (6)「中核機関」とは、正会員のうち、代表機関と共に九州大学 SIP 事業を実施する機関をいう。本規約制定時においてはギガフォトン株式会社がこれを担う。
- (7)「コンソーシアム代表者」とは、代表機関に属する本コンソーシアムの代表者をいう。
- (8)「研究ユニット」とは、本活動において、特定の目的達成のため、九州大学を含む少なくとも2機関以上の参画機関等で構成される作業部会をいう。
- (9)「大学等」とは、参画機関等のうち以下に該当する機関をいう。
- (一) 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - (二) 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- (10)「企業等」とは、参画機関等のうち大学等以外の機関をいう。
- (11)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
- (一) 特許権、実用新案権、意匠権
 - (二) (一) に定める権利の登録を受ける権利
 - (三) プログラムの著作物及びデータベースの著作物にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「プログラム等著作権」という。）
 - (四) 外国における(一)乃至(三)に定める権利に相当する権利
 - (五) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、参画機関等の中で協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- (12)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権及びプログラム等著作権の対象となるものについてはその創作、ノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出をいう。
- (13)「特許権等」とは、特許を受ける権利及び当該特許を受ける権利に基づき取得される特許権をいう。
- (14)「成果有体物」とは、本活動において創作、抽出又は取得した試薬、材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、タンパク質等を含むがこれらに限らない。）、実験動物、試作品等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。
- (15)「研究成果」とは、本活動において得られた、発明、考案、意匠、プログラム、データベース、ノウハウ、成果有体物、データ、その他一切の技術的な成果をいう。

(本コンソーシアムにおける活動内容)

第6条 本コンソーシアムにおいては、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 九州大学 SIP 事業の成果の共有及び提供（ただし、代表機関及び中核機関が九州大学 SIP 事業における所定の手続きを踏まえ開示可能な情報等に限る。）
- (2) 本コンソーシアムが所管する各種レーザー光等を利用した研究成果に関する情報の提供
- (3) 先進的レーザー・光プロセッシングの実現に向けた、新たな技術開発課題や新しい学問領域としての研究課題の抽出及び共有

- (4) 技術課題・研究課題の解決に向けた研究・開発の実施
- (5) 研究成果の実用化に向けた事業可能性の検討
- (6) その他、前各号に関連する活動

(本コンソーシアムの構成員)

第7条 本コンソーシアムは、参画機関等を構成員として構成される。具体的には、別紙1記載のとおりとする。

(体制)

第8条 参画機関等は、本コンソーシアムにおいて九州大学が代表機関を担うことを了承する。

- 2 本活動を円滑に行うため、合同協議会を設ける。合同協議会の体制、協議事項及び本コンソーシアムの運営方法等については、別途「合同協議会内規」で定める。
- 3 代表機関は、本コンソーシアムの運営に責任を持つとともに、本活動についても責任を持たなければならない。
- 4 参画機関等は、本コンソーシアムの運営及び本活動について、代表機関に協力するものとし、また、九州大学の指示に従わなければならない。
- 5 参画機関等は、それぞれ事務局担当者を定め、本コンソーシアムにおける他の参画機関等との連絡調整を行う。個人会員の事務局担当者は、原則、本人が務める。なお、参画機関等それぞれの事務局担当者は、別紙1記載のとおりとする。

(個別契約)

第9条 正会員は、別紙2に定める研究ユニット単位において、分担して本活動を実施する。九州大学は、本コンソーシアムの研究ユニットで実施する共同研究について、正会員と共同研究契約を締結する。ただし、本コンソーシアムへの参画以前に九州大学と共同研究契約が締結されている場合、当該機関と九州大学が協議の上、当該共同研究契約に基づく共同研究を本活動の研究ユニットで実施する共同研究とみなすことができる。

- 2 前項の共同研究契約と本規約との間で、矛盾や相違が生じた場合、本規約の定めが優先的に適用される。
- 3 九州大学を除く正会員は、第1項に定める共同研究において、その管理運営及び研究マネジメント等業務の支援を、九州大学学術研究・産学官連携本部が行うことを了承し、当該支援の詳細については、九州大学と別途協議して決定する。
- 4 第1項の共同研究契約に基づき九州大学に納付される共同研究経費については、当該共同研究契約に記載の目的の範囲において、原則として当該研究ユニット毎の研究を含む本活動のために充当される。
- 5 本活動において、正会員から第1項の共同研究契約に基づき九州大学に提供される物品（主に、正会員が所有の設備、機器、装置その他物品をいう。）は、当該正会員の同意を得た上で、本活動のために活用される。
- 6 九州大学は、正会員との間で、本活動における共同研究に加え、本活動に関連しない共同研究、受託

研究その他の研究協力を行うことができる。この場合、九州大学及び当該正会員は、別途所定の契約を締結するものとし、当該契約に基づく研究成果の取り扱いについては、本規約の規定を適用しない。

(知的財産権)

第10条 参画機関等は、本活動において自己に属する研究者等が発明をなした場合、速やかに別途定める発明届出書（以下「発明届出書」という。）により、代表機関の合同協議会事務局を通じて合同協議会に届け出なければならない。この場合、他の参画機関等は、発明者の記載等を含む発明届出書の内容について不服がある場合、合同協議会に対し異議申し立てを提出することができる。

2 本活動において第12条に定める秘密情報を使用することなく得られた発明にかかる特許権等については、当該発明をなした研究者等が所属する機関に帰属する。

3 本活動において秘密情報を使用して得られた発明にかかる特許権等については、当該発明を成した研究者等が所属する機関と、第12条に定める当該秘密情報の開示者とに帰属する。

4 前二項において、特許権等が帰属する機関（以下「権利者」という。）が複数の場合（当該権利者を以下「共有権利者」といい、当該特許権等を以下「共有特許権等」という。）、共有権利者は、共有特許権等に係る出願又は登録申請の内容その他必要な事項について定めた、共同出願契約を別途締結した上で、共同して出願するものとする。なお、外国における出願及び権利保全についても本項を適用する。

5 大学等と企業等との共有特許権等（以下「大学企業共有特許権等」という。）について、当該特許権等の出願及び権利保全に係る全ての費用については、企業等が負担するものとする。なお、当該企業等が2者以上の場合、当該負担割合については、当該企業等で別途協議し決定する。

6 大学等は、自己が持分を有する大学企業共有特許権等について、教育又は研究以外の目的で実施せず、共同出願契約で別途定める期間において第三者に実施許諾しないものとする。

7 企業等は、自己が持分を有する大学企業共有特許権等について、次の各号に従い実施することができる。

(1) 企業等は、大学企業共有特許権等を独占的（2者以上の独占を含む）に実施することができ、当該特許権等を商業的に実施したときは、独占的な実施の対価として、大学等に実施料を支払う。

(2) 前号に基づく実施の諸条件については、共有権利者間において別途協議の上、実施契約書を締結する。ただし、共有権利者間において協議が難航し合意に至らない場合、九州大学は、当事者間の主張を聴取の上、誠意をもって協議を行い解決を図るものとする。

8 第2項において、権利者が単独の場合（当該権利者を以下「単独権利者」といい、当該特許権等を以下「単独特許権等」という。）、単独権利者は、単独特許権等について、本規約を遵守した上、自由に実施し、参画機関等を含む第三者に実施許諾することができる。ただし、単独権利者が大学等の場合、当該単独特許権等の取扱いについては、合同協議会で別途決定する。

9 正会員は、他の参画機関等が権利者である本活動において得られた発明にかかる特許権等について、当該権利者に実施許諾を申し出ることができる。申し出を受けた権利者は、原則、実施許諾するものとし、その諸条件については、当事者間で別途協議の上、実施許諾契約を締結するものとする。

10 本活動において得られた発明等にかかる知的財産権（ただし、特許権等を除く。）及び成果有体物の取り扱いについては、前各項の規定を準用し、合同協議会で別途決定する。

(研究成果の公表)

- 第11条 参画機関等は、自己が所属する研究ユニットの研究成果を外部に公表（第三者への開示を含む。以下同じ。）できるものとし、当該研究成果の公表を希望する場合、別途定める対外発表届出書（公表内容を確認できる資料を含む。以下「対外発表届出書」という。）を、研究ユニットに提出する。ただし、当該研究成果に秘密情報及び第13条に定めるノウハウが含まれている場合、当該秘密情報及びノウハウの部分については、第12条及び第13条に定める秘密保持義務を遵守する。
- 2 前項の公表を希望する参画機関等（以下「公表希望機関」という。）は、対外発表届出書を、学会発表については演題申込締切日の60日前までに、論文投稿においては投稿日の60日前までに、その他の形態での公表においては公表日の60日前までに提出しなければならない。
 - 3 研究ユニットは、当事者間にて公表の可否及び公表可能な範囲の判断を行い、原則として対外発表届出書の受領日から10日以内に、公表希望機関及び合同協議会にその結果を通知する。
 - 4 前項の規定において、対外発表届出書の内容を変更する必要があると認めた場合、その旨を公表希望機関に通知する。
 - 5 公表希望機関は、前二項に規定する通知受理後、公表の可否又は公表可能な範囲について不服がある場合、研究ユニットにおいて異議申し立てを行い、研究ユニット内で協議するものとする。
 - 6 公表希望機関は、前項の異議申し立てにおいても主張が認められない場合、届け出た研究成果について公表することができない。
 - 7 参画機関等は、公知となった研究成果について、学会発表又は論文投稿により行う場合は、代表機関の合同協議会事務局へ通知の上、公表しなければならない。
 - 8 参画機関等は、研究ユニットに属さない研究成果について公表を希望する場合、対外発表届出書を合同協議会に提出の上、公表の可否及び公表可能な範囲の判断を仰ぐものとする。
 - 9 本条の効力は、本規約の終了後も1年間存続する。

(秘密情報の定義／秘密保持義務)

- 第12条 本規約において「秘密情報」とは、本活動において他の参画機関等より開示を受け又は知り得た当該他の参画機関等（以下「開示者」という。）の技術上及び営業上その他の一切の情報であって、次の各号のいずれかに定める条件を満たす情報をいう。
- (1) 仕様書、図面、データ等の文書（ファクシミリ、電子メール等による開示を含む。）、テープ、フロッピーディスク等の媒体又はサンプルに、又はその他の有体物で開示若しくは提供された情報にあつては当該有体物に、「秘密」又はそれと同様である旨の表示が明記されている情報。
 - (2) 口頭又は視覚で開示された情報にあつては、(a)開示の際に秘密である旨を受領者に告げるとともに、(b)開示後30日以内に開示者が当該情報を書面またはその他の媒体により秘密である旨を明示して受領者に通知した情報。
- 2 参画機関等は、秘密情報について開示者の事前の書面による同意を得ない限り、これを第三者（他の参画機関等を含む。本条において、以下同じ。）に開示、提供又は漏洩してはならない。
 - 3 参画機関等は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報には該当しない。
- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得した情報
 - (6) 公開を前提として開示者から提出を受けた文書に記載された情報
- 5 参画機関等は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務官庁若しくは裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を請求されたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
- 6 参画機関等は、自己に所属する研究者等及びその他の本活動に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置しなければならない、研究者等及びその他の関与者がその所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置しなければならない。
- 7 参画機関等は、秘密情報を本活動以外の目的に使用してはならない。
- 8 本条の効力は、本規約の終了後も5年間存続する。

(研究成果の他の参画機関等への開示)

- 第13条 参画機関等は、研究成果について、他の参画機関等に開示するものとする。ただし、研究ユニット内でノウハウとして秘匿すべきと確認された研究成果については、コンソーシアム代表者の了解の上、他の参画機関等へ開示しないことができる。なお、当該秘匿すべき期間については、当事者間で別途協議し決定する。
- 2 参画機関等は、前項の秘匿すべき期間中、当該ノウハウについて守秘義務を負うものとする。

(本コンソーシアムの設置期間)

- 第14条 本コンソーシアムの設置期間は、令和元年12月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに合同協議会において更新しない旨の決定がなされない限り、当該期間は1年毎に更新される。
- 2 前項の定めにかかわらず、本コンソーシアムの設置期間は、次条第5項又は第16条により本活動が中止された場合、当該中止日をもって終了する。

(脱退及び参画)

- 第15条 参画機関等は、本コンソーシアムの脱退を希望する場合、代表機関の合同協議会事務局を通じて合同協議会に届け出を行い、合同協議会の承諾を得た上、脱退することができる。
- 2 九州大学は、本コンソーシアムを脱退することができない。
- 3 九州大学は、本コンソーシアムへの参画を希望する者（以下「参画希望当事者」という。）が本規約に定める参画機関等の義務を遵守することを条件として、参画希望当事者を新規に本コンソーシアムに参画させることができる。この場合、九州大学は、当該参画希望当事者の参画について、合同協議

会へ報告するものとする。

4 合同協議会は、参画機関等が次の各号いずれかに該当する場合、当該参画機関等を本コンソーシアムから脱退させることができる。

(1) 本規約に違反し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されない場合

(2) 本活動に支障をきたす行為を行った場合

5 合同協議会は、九州大学が前項各号のいずれかに該当する場合、代表機関を辞退させ本活動を中止することができる。

6 本条第1項、第4項又は第18条第3項に基づき、本コンソーシアムを脱退した参画機関等は、当該脱退日をもって、本規約を解約したものとみなす。この場合、第17条第2項の規定において、「本規約の終了後」とあるのは「脱退日の後」と読み替える。なお、当該参画機関等は、脱退した日以降、参画期間中に本規約により生じた権利を行使してはならない。

(中止)

第16条 九州大学は、合同協議会において協議し、参画機関等の合意の上、本活動の一部又は全部を中止することができる。

2 前項において本活動が中止となった場合、参画機関等は、自己の責に帰す場合を除き、他の参画機関等に対し何らの責任も負わない。

(有効期間)

第17条 本規約の有効期間は、第14条に定める本コンソーシアムの設置期間と同一の期間とする。

2 前項の定めにかかわらず、第10条、第11条、第12条、第18条、第19条、第20条及び第23条については、本規約の終了後においても、当該条項に定める期間又は各条項の目的とする事項が消滅するまで有効に存続する。

(反社会的勢力の排除)

第18条 参画機関等（参画機関等の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）は、他の参画機関等に対し、本コンソーシアムの参画期間中及びその後において、自らが次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ、確約する。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ

(6) その他前各号に準ずる者

2 参画機関等（参画機関等の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）は、本コンソーシアムの参画期間中及びその後において、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の参画機関等の信用を毀損し、又は他の参画機関等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 合同協議会は、参画機関等が本条第1項又は第2項に違反した場合、何らの催告を要せずに当該参画機関等への書面での通知をもって、本コンソーシアムから脱退させることができる。

(損害賠償)

第19条 参画機関等は、故意又は重過失により本規約に違反した結果他の参画機関等に損害を与えた場合、自己の責に帰すべき事由と相当因果関係にある範囲内で当該損害を賠償しなければならない。

(譲渡禁止)

第20条 参画機関等は、合同協議会の事前の書面による承諾なく、本規約の地位並びに本規約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(変更)

第21条 本規約の変更については、合同協議会において協議し、決定する。また、必要に応じ、参画機関等間の変更契約の締結又はこれに類する方式により行う。

(協議)

第22条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、参画機関等は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

2 前項における協議について、協議開始日の翌日から起算して60日以内に協議が調わない場合、九州大学が見解を示し、他の参画機関等はこれに従うものとする。

(紛争解決)

第23条 本規約から生ずるすべての紛争また請求は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い仲裁によって最終的に解決されるものとする。この場合、仲裁人は1名とし、全ての仲裁手続きは、東京にて行われ、またすべての仲裁手続きは日本語で行われるものとする。

附則：

本規約は、令和元年12月1日から施行する。